

1-1 都市計画マスタープランとは

1.都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは平成 4 年の都市計画法の改正により規定され、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法第 18 条の 2 により定めるものとされています。

その内容は、まちづくりの現状や第5次古平町総合計画などを踏まえ、概ね 20 年後の「目指すべき都市の将来像」を明確に定めるとともに、土地利用や都市施設等（道路、公園、下水道等）の整備方針を示すことで、今後のまちづくりの道筋を示すものです。

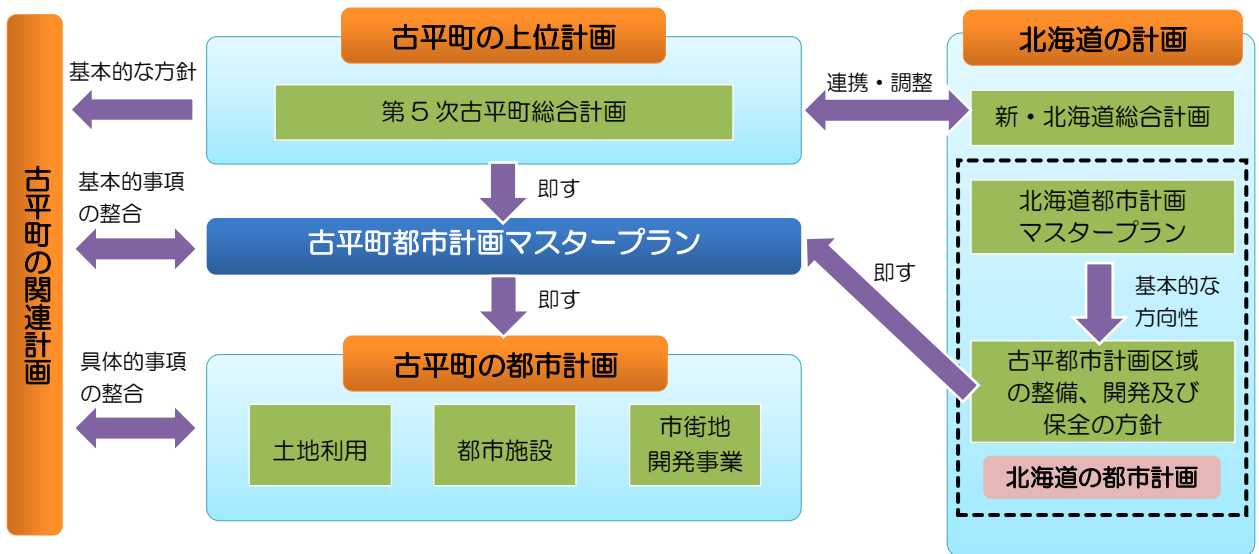
2.都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは都市計画^{*1} を考えていく上で、基本方針となると共に、町民と行政が一体となってまちづくりを進めていく上での共通の指針としての役割を果たします。

- ① 町の望ましい都市全体と地域別の将来像を明確にし、まちづくりの方向性を具体的に示すことで、住民の都市計画に対する理解と参加を容易にします。
- ② 土地利用、都市施設、都市環境などの個別の計画との整合性を図るとともに、それらの基本方針となります。
- ③ 策定過程において住民の意見収集や策定後の公表により、都市計画に関する関心を高め、まちづくりへの理解を深めます。

3.都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、「第 5 次古平町総合計画（平成 23 年 3 月策定）」および「古平都市計画区域^{*2}の整備、開発及び保全の方針^{*3}」に即し、都市の将来像や土地利用などの基本方針を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、本町における都市づくりの総合的な指針となるものです。



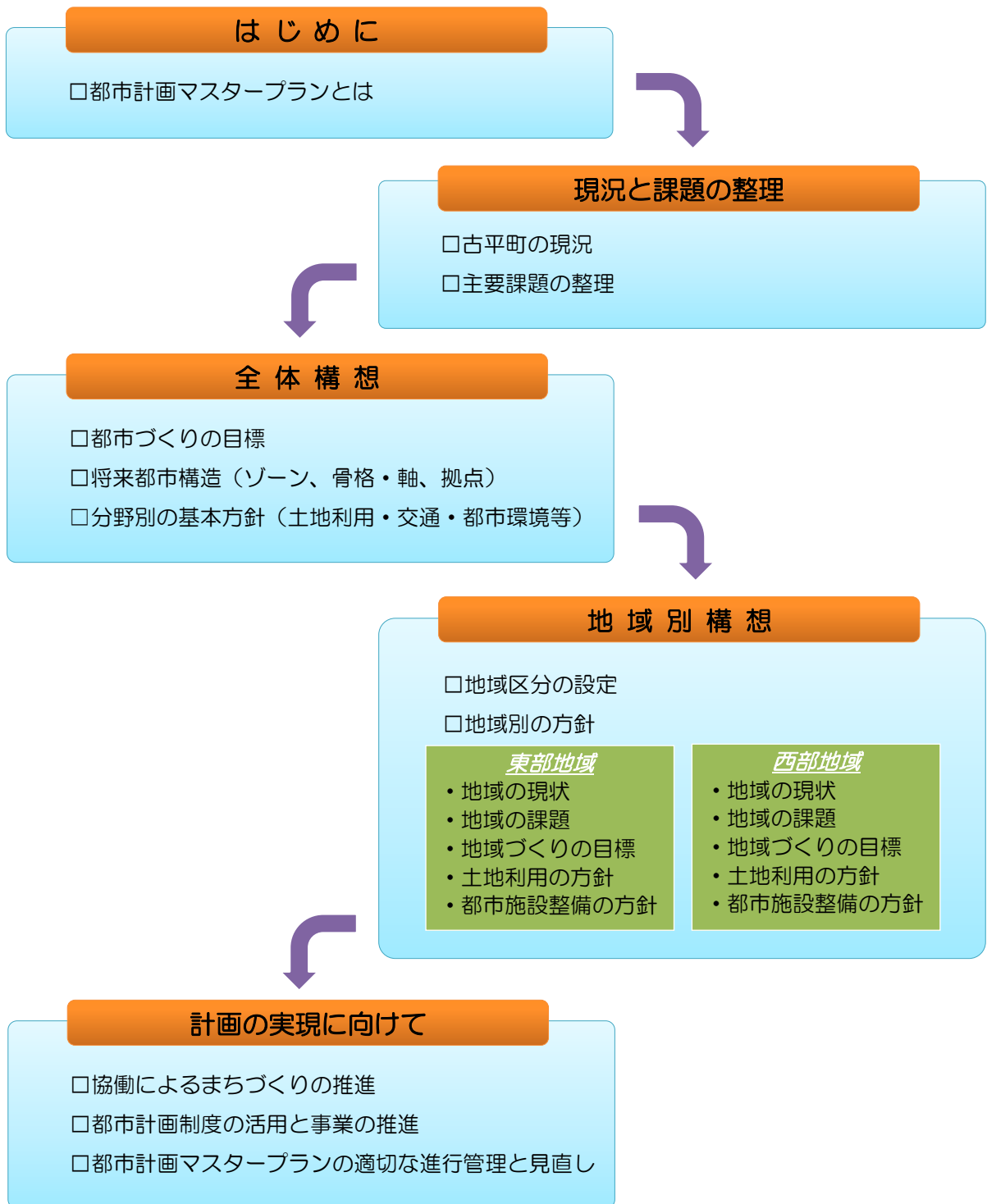
※1 都市計画：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設（道路、公園、下水道等）および市街地開発事業（再開発事業）に関する計画のことです。

※2 都市計画区域：都市計画法、その他の関連法令の規制を受ける土地として指定された区域のことです。

※3 古平都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：北海道が定める都市計画区域における都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針のことです。

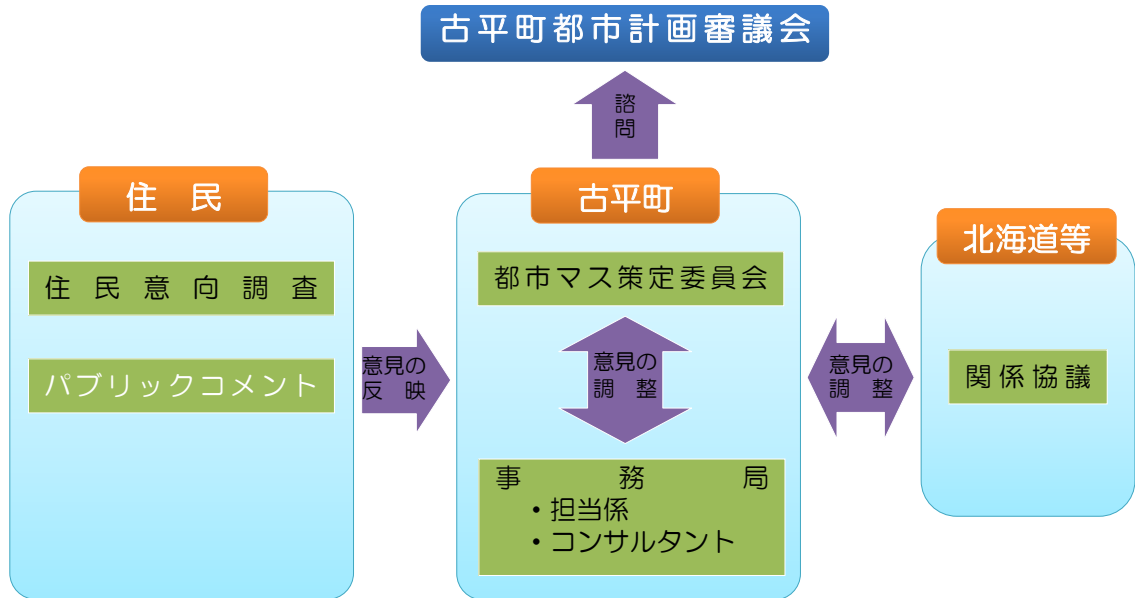
4.都市計画マスタープランの構成

「はじめに」、「現況と課題の整理」、そして、本町全域のまちづくりの指針となる「全体構想」と、町内各地域の特性を活かした詳細なまちづくりの指針となる「地域別構想」および「計画の実現に向けて」により構成します。



5.都市計画マスタープランの策定体制

本計画は、住民意向調査やパブリックコメント※1などにより住民からの多様な意向をより反映させるとともに、行政内における横断的な意見の調整が図られるよう、下図のような体制で策定してきます。



※1 パブリックコメント：公的な機関が規則あるいは計画などのものを制定しようとするときに、広く公に（パブリック）に、意見・情報・改善案など（コメント）を求める手続のことです。